

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第37期（2024年5月1日～2025年4月30日）

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制
3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
4. 個別注記表

インスペック株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
発行決議日	2016年 6 月24日	2017年 6 月23日
新株予約権の数	296個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 29,600株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 3,500株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 144,900円 (1 株当たり1,449円)	新株予約権 1 個当たり 134,200円 (1 株当たり1,342円)
権利行使期間	2018年 7 月 2 日から 2026年 6 月23日まで	2019年 7 月 4 日から 2027年 6 月22日まで
行使の条件 (注 1)	① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	① 同左 ② 同左 ③ 同左

		第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数 135個	新株予約権の数 30個
		目的となる株式数 13,500株	目的となる株式数 3,000株
		保有者数(注2) 4名	保有者数(注3) 3名
	社外取締役	新株予約権の数 0個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 0株	目的となる株式数 0株
		保有者数 0名	保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 6個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式数 600株	目的となる株式数 0株
		保有者数(注4) 2名	保有者数 0名

(注1) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 取締役保有者4名のうちの2名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注3) 取締役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注4) 監査役保有者2名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

第 9 回新株予約権	
発行決議日	2018年4月16日
新株予約権の数	379個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 37,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない

		第9回新株予約権
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり120,700円 (1株当たり1,207円)
権利行使期間		2020年4月21日から 2028年4月15日まで
行使の条件 (注1)		① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 123個 目的となる株式数12,300株 保有者数(注2) 4名
	社外取締役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 800株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 23個 目的となる株式数 2,300株 保有者数(注3) 3名

(注1) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 取締役保有者4名のうちの2名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注3) 監査役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

	インスペック株式会社 2017年新株予約権	インスペック株式会社 2018年新株予約権
発行決議日	2017年8月21日	2018年8月20日
新株予約権の数	29個	100個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数	普通株式 2,900株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込 金額	新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新 株予約権の割当てを受ける 者が当社に対して有する同 額の報酬債権と相殺するも のとする。	同左
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	各募集新株予約権の行使に 際して出資される財産の価 額は、当該各募集新株予約 権を行使することにより交 付を受けることができる株 式1株当たりの払込金額を 1円とし、これに付与株式 数を乗じた金額とする。	同左
権利行使期間	2017年9月21日から 2047年9月20日まで	2018年9月20日から 2048年9月19日まで
行使の条件	① 新株予約権者は、当社の 取締役又は執行役員、監査 役、相談役、顧問、理事の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日間に限っ て募集新株予約権を行使す ることができる。 ② 新株予約権者が死亡した 場合は、募集新株予約権を 相続できないものとする。	① 同左 ② 同左

		インスペック株式会社 2017年新株予約権	インスペック株式会社 2018年新株予約権
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数 29個 目的となる株式数 2,900株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 3名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		第11回新株予約権
発行決議日		2019年4月12日
新株予約権の数		193個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり164,300円 (1株当たり1,643円)
権利行使期間		2021年4月23日から 2029年4月11日まで
行使の条件 (注1)		① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

		第11回新株予約権	
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	48個
		目的となる株式数	4,800株
		保有者数(注2)	4名
	社外取締役	新株予約権の数	3個
		目的となる株式数	300株
		保有者数	1名
	監査役	新株予約権の数	9個
		目的となる株式数	900株
		保有者数(注3)	3名

(注1) 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(注2) 取締役保有者4名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(注3) 監査役保有者3名のうちの1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

		インスペック株式会社 2019年新株予約権	インスペック株式会社 2020年新株予約権
発行決議日		2019年8月9日	2020年8月11日
新株予約権の数		100個	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する同額の報酬債権と相殺するものとする。	同左
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
権利行使期間		2019年9月9日から 2049年9月8日まで	2020年9月14日から 2050年9月13日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。	① 同左 ② 同左
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 93個 目的となる株式数 9,300株 保有者数 3名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		インスペック株式会社 2021年新株予約権	インスペック株式会社 2022年新株予約権
発行決議日		2021年8月12日	2022年8月8日
新株予約権の数		58個	100個
新株予約権の目的 となる株式の種類 と数		普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込 金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新 株予約権の割当てを受ける 者が当社に対して有する同 額の報酬債権と相殺するも のとする。	同左
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		各募集新株予約権の行使に 際して出資される財産の価 額は、当該各募集新株予約 権を行使することにより交 付を受けることができる株 式1株当たりの払込金額を 1円とし、これに付与株式 数を乗じた金額とする。	同左
権利行使期間		2021年9月15日から 2051年9月14日まで	2022年9月14日から 2052年9月13日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の 取締役又は執行役員、監査 役、相談役、顧問、理事の いずれの地位をも喪失した 日の翌日から10日間に限っ て募集新株予約権を行使す ることができる。 ② 新株予約権者が死亡した 場合は、募集新株予約権を 相続できないものとする。	① 同左 ② 同左
役員 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 58個 目的となる株式数 5,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 4名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2022年8月8日	2023年8月9日
新株予約権の数	193個	196個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 19,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 19,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない	新株予約権と引換えに払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 136,300円 (1株当たり1,363円)	新株予約権1個当たり 149,900円 (1株当たり1,499円)
権利行使期間	2024年8月24日から 2032年8月7日まで	2025年8月25日から 2033年8月8日まで
行使の条件 (注)	① 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。	① 同左
	② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。	② 同左
	③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	③ 同左

役員保有状況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数	24個	新株予約権の数	22個
		目的となる株式数		目的となる株式数	
			2,400株		2,200株
	社外取締役	保有者数	4名	保有者数	4名
		新株予約権の数	4個	新株予約権の数	4個
		目的となる株式数		目的となる株式数	
役員保有状況	社外取締役		400株		400株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	監査役	新株予約権の数	7個	新株予約権の数	6個
		目的となる株式数		目的となる株式数	
			700株		600株
		保有者数	3名	保有者数	3名

(注) 付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

		インスペック株式会社 2023年新株予約権
発行決議日		2023年8月9日
新株予約権の数		85個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1円 上記払込金額は、各募集新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する同額の報酬債権と相殺するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
権利行使期間		2023年9月12日から 2053年9月11日まで
行使の条件		① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、募集新株予約権を相続できないものとする。
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 85個 目的となる株式数 8,500株 保有者数 4名
	社外取締役	—
	監査役	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月22日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第12回新株予約権（行使価額修正条項付）、第13回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）
割 当 日	2021年4月7日
新株予約権の総数	6,815個 第12回新株予約権 1,893個 第13回新株予約権 3,029個 第14回新株予約権 1,893個
発 行 価 額	総額13,346,010円 （第12回新株予約権1個当たり3,700円、第13回新株予約権1個当たり1,800円、第14回新株予約権1個当たり470円）
当該発行による潜在株式数	681,500株（新株予約権1個につき100株） 第12回新株予約権189,300株 第13回新株予約権302,900株 第14回新株予約権189,300株 下限行使価額（下記「行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）は、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円ですが、下限行使価額により行使された場合においても、本新株予約権に係る潜在株式数は681,500株です。
資金調達の額	1,683,550,510円（差引手取概算額） （注1）

行使価額及び行使
価額の修正条項

当初行使価額は、第12回新株予約権が2,239円、第13回新株予約権が2,463円、第14回新株予約権が2,687円です。

第12回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から6か月後以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決議することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決議がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることになります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。

第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。また、上記の計算による修正後の行使価額が、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2021年3月19日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）をそれぞれ下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総

	称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。（注2）
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第12回新株予約権 Hayate 1,893個 第13回新株予約権 菅原雅史氏 757個 Hayate 2,272個 第14回新株予約権 Hayate 1,893個
新株予約権の行使期間	第12回新株予約権 2021年4月8日から2022年10月7日までとする。 第13回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。 第14回新株予約権 2021年4月8日から2026年4月7日までとする。 （注3）
その他	1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書（以下「本届出書」といいます。）の効力が発生することを条件とします。 2) 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社がHayateの保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に

	取得させることができる証券（権利）、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該第三者に対して当該発行若しくは処分（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合を除きます。）又は借入を行うことを当該第三者との間で合意する前に、Hayateあるいはその指定する法人等（以下「先買権利者」という。）に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められる予定です。また、本買取契約には、Hayateは、行使期間満了前1か月の時点で未行使の本新株予約権が残存している場合又は東京証券取引所における当社普通株式の取引が10連続取引日以上にわたって停止された場合は、それぞれの時点以降いつでも、あるいは東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、第12回新株予約権については下限行使価額を連続して180取引日下回った場合、当該180取引日から30取引日内に、第13回新株予約権及び第14回新株予約権については下限行使価額を連続して500取引日下回った場合、当該500取引日から30取引日内に、Hayateの裁量で当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。なお、本新株予約権は、会社法第
--	---

	236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されており、当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。
--	--

(注1) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(8,330,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

(注2) 当社は、2022年5月13日開催の定時取締役会におきまして、第12回新株予約権の行使価額の修正を行うことを決議しております。

(注3) 第14回新株予約権につきましては2025年4月30日時点で行使されておりません。

※ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」について

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。一般的なTIPのスキームとして、現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回

って上昇した場合のために、第12回新株予約権においては、当社は行使価額修正に関する選択権を保有しております。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、当社の資金需要に応じて行使価額修正選択権を行使する可能性があります。下限行使価額は第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権の全回号において1,119.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2021年3月19日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。（取締役会において、内部統制に関する基本方針
について以下のとおり決議しております。）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役及び取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、かつ、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置します。

各部室にはコンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置します。

- (ii) 取締役会は、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努めます。
- (iii) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3ヵ月に1回以上、取締役会、監査役会に対して報告します。また、内部監査室はコンプライアンス体制について監査を行い、その結果を取締役会、監査役会へ報告します。
- (iv) 当社の従業員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告します。この場合、匿名でも受け付けるものとします。
- (v) 当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき保存、管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社の業務に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき把握、管理します。
- (ii) リスク管理に関する統括部門として、リスク管理委員会を設置し、有事の場合は危機対応マニュアルに基づき、社長を本部長とする「緊急対

策本部」が統括して危機管理にあたることとします。

- (iii) 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定します。

各部門を担当する取締役は、各業務に所在するリスクの管理方法及び各業務に所在するリスクの状況について取締役会へ報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- (ii) 当社は将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
- (iii) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程並びに職務権限規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとします。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はありませんが、必要に応じて、監査役の補助業務のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行います。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- (ii) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとします。
- (iii) 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行います。
- (iv) 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役及び内部監査室等の

社員その他の者に対していつでも報告を求めることができます。

- (v) 監査役は、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとします。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用は、会社法第388条に基づき当社が負担します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していきます。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は16回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は14回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理体制

内部監査室において内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役へ報告いたしました。

また、リスク管理委員会を開催し、想定されるリスクの軽減、予防を図っております。

④ コンプライアンスの管理

コンプライアンス・プログラムに基づき、年4回コンプライアンス自己点検リストを提出させて、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを行っております。

⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、重要な事項については子会社から報告を受けて、事前承認を行っております。また、海外子会社については、管理部門が実地監査を行い、結果を代表取締役に報告しております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた対応について

管理部門において、警察等の外部専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報の収集を行い、会社内での周知、注意・喚起を図っております。

4. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	4～15年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につきましては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア並びに技術使用権は、見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 製品保証引当金

製品の保証期間に発生する無償保証費に備えるため、過去の実績に将来の保証見込額を加味して計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、基板検査装置関連事業を行っており、ロールtoロール型検査装置、フラットベッド型検査装置及びインライン検査装置の各種製品の製造・販売を行っております。これらの製品の販売については、顧客との契約内容等から判断し、国内顧客におきましては検収時点、海外顧客につきましては設置時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 当事業年度計算書類に計上した金額

仕掛品 407,987千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

仕掛品のうち、一部のものについては、受注の予測に基づいた戦略的な見込生産をすることがあり、見込生産品に対する収益性の低下を判断するにあたっては、受注の実現可能性があることが主要な仮定となっております。

当該主要な仮定は、経済環境の変化や顧客ニーズの変化等により影響を受ける可能性があるため、変動が生じた場合には翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 760,256千円

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	3,630千円
-----------	---------

6. 損益計算書に関する注記

(1) 営業外収益に関する注記

当社は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、金融機関から利子補給制度を含めた借入を行っており、当事業年度に受けた利子補給金額168千円を営業外収益の「雑収入」として表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

業務委託費	60,000千円
計	60,000千円

営業外取引による取引高

業務受託手数料	180千円
計	180千円

(3) 販売費及び一般管理費に関する注記

販売費及び一般管理費795,971千円には、研究開発費358,872千円が含まれております。

(4) 減損損失に関する注記

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産の概要及び減損損失の金額

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
秋 田 県 仙 北 市 (本 社)	事 業 用 資 産	固 定 資 産	187,763千円

※減損損失は、事業撤退損に含めて計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

③ 回収可能価額の算定方法

事業用資産に係る回収可能価額は、他への転用や売却が困難なことから備忘価額1円としております。

(5) 事業撤退損に関する注記

露光装置事業からの撤退に伴い生じた損失247,134千円を、事業撤退損として特別損失に計上しております。その内訳は、棚卸資産58,721千円、固定資産187,763千円及びその他資産649千円となります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	4,006,800株	6,000株	一株	4,012,800株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	192株	一株	一株	192株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

652,300株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金には主に運転資金や工場増築に要した資金の調達を目的としたものであり、一部は金利変動のリスクに晒されていますが、月次で資金繰り計画を作成するなどして管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、電子記録債権、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
破産更生債権等	32,621千円	32,621千円	—
貸倒引当金（※1）	△32,621	△32,621	—
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金（※2）	661,310千円	650,494千円	△10,815千円
負債計	661,310	650,494	△10,815

（※1）破産更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金154,224千円を含めております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,684千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	650,494千円	—	650,494千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	491,724千円
事業撤退損	67,540
減損損失	35,266
退職給付引当金	28,720
仕掛品評価損	19,064
棚卸資産評価損否認	12,397
未払賞与	12,233
減価償却超過額	11,760
貸倒引当金	9,760
固定資産評価損	4,981
未払事業税	3,512
未払賞与法定福利費	1,851
製品保証引当金	1,140
繰延税金資産小計	699,954
評価性引当額	△677,469
繰延税金資産合計	22,484

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△26,117千円
その他	△17
繰延税金負債合計	△26,134
繰延税金負債純額	△3,650

(2) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年5月1日以後に開始する事業年度から法人税率が変更されるため、繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に適用される法定実効税率が従来の29.92%から30.82%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	基板検査装置関連事業	合計
ロールtoロール型検査装置	1,091,360	1,091,360
フラットベッド型検査装置	896,370	896,370
インライン検査装置	54,400	54,400
その他	195,638	195,638
顧客との契約から生じる収益	2,237,768	2,237,768
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,237,768	2,237,768

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の検収及び設置前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に表示しております。

当事業年度の期首現在の契約負債残高は、すべて当事業年度の収益として認識されております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 186円45銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 35円51銭 |

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

該当事項はありません。